

基発第110号

平成5年2月24日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

警備業者が行う警備業務に係る監視又は断続的労働の許可について

労働基準法第41条第3号の監視又は断続的労働の許可については、昭和22年9月13日付け基発第17号により、一般的許可基準が定められているところであるが、警備業者が行う警備業務に係る監視又は断続的労働の許可については、取扱いの細目を下記のとおり定めるので、これにより取り扱われたい。

記

1 基本的な考え方

警備業者(警備業法第2条第1項の警備業務を営む者をいう。以下同じ。)が、一般企業等から委託を受けて行う警備業務には、種々の業務内容、態様等のものがあるが、これらの中には、その業務内容等によっては、労働基準法第41条第3号の監視又は断続的労働の許可の対象となり得るものも認められるところである。しかしながら、警備業者が行う警備業務は、警備業法の規制のもとに行われるものであり、一般に、当該警備業者には、委託契約上厳しい警備業務と賠償責任が課せられているものであることから、これら警備業者に雇用され警備業務を行う警備員(以下単に「警備員」という。)の労働は、身体の疲労ないし精神的緊張も少なくないと考えられる。

このため、警備員の労働が監視又は断続的労働に該当するか否かの判断、さらには同号の許可をすべきか否かの決定に当たっては、以上の点を考慮して次に示すところにより、個々の実態に即して総合的かつ実質的に判断することとする。

2 警備業務に係る許可の取扱い

(1) 監視労働の態様の警備業務については、次のいずれにも該当するものにつき許可するものとすること。

イ 一定部署にあって監視する業務であって、かつ、常態として身体の疲労及び精神的緊張の少ないものであること。

したがって、例えば、立哨により行うもの、必要に応じ出入者の身体や所持品の検査を行うもの、荷の点検の業務を伴うもの、駐車場等における業務で料金等の徴収の業務又は車両の誘導を伴うもの、常態としてテレビモニター等警備業務用機械装置により監視するもの、異常事態に対する措置が特に高度の技術又は判断を必要とするもの等については、身体の疲労又は精神的緊張が少くないものと考えられ、許可の対象となる業務には該当しないものであること。

ロ 勤務場所が危険でなく、また、その環境条件が温度、湿度、騒音、粉じん濃度等の諸点からみて有害でないこと。

ハ 1勤務の拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間をいう。以下同じ。)は、12時間以内であること。

二 勤務と次の勤務との間に10時間異常の休息期間(勤務と次の勤務との間にあって、直前の勤務の疲労の回復を図るとともに、睡眠時間を含む労働者の生活時間として労働者にとって自由な時間をいう。以下同じ。)が確保されていること。

(2) 断続的労働の態様の警備業務については、次のいずれにも該当するものにつき許可するものとすること。

イ いわゆる「宿日直業務の代行」として行われる業務であること。すなわち、原則として、常態としてほとんど労働する必要のない勤務で、定期的巡視、施錠及び開錠、緊急の文書又は電話の収受、不意の来訪者への対応、非常事態発生の対応等を業務内容とするものであること。

なお、この場合の巡視については、次のすべての要件を満たすものでなければならないこと。

(イ) その労働態様は、精神的緊張の少ないものであること。

したがって、例えば、コンビナート、空港、遊園地等警備対象が広大なもの、あるいはその構造上外部からの侵入を防止することが困難なもの、高価な物品が陳列、展示又は保管されている場所の警備等については許可の対象となる業務には該当しないものであること。

(ロ) 巡視する場所が危険でなく、また、その環境条件が温度、湿度、騒音、粉じん濃度等の諸点からみて有害なものでないこと。

(ハ) 巡視の回数は1勤務6回以下であり、かつ、巡視1回の所要時間は1時間以内であって、その合計は4時間以内であること。

口 1勤務の拘束時間は12時間以内(ただし、当該勤務中の夜間に継続4時間以上の睡眠時間が与えられる場合には、16時間以内)であること。

ハ 勤務と次の勤務との間に10時間以上(ただし、当該勤務中の夜間に継続4時間以上の睡眠時間が与えられる場合には、8時間以上)の休息期間が確保されていること。

二 なお、業務の必要上いわゆる隔日勤務の形態をとる場合については、前記イの(ハ)、口及びハにかかわらず、次によることができるものであること。

(イ) 1勤務の拘束時間は24時間以内であり、夜間に継続4時間以上の睡眠時間が与えられること。

(ロ) 巡視の回数は1勤務につき10回以下であり、かつ、巡視1回の所要時間は1時間以内であって、その合計は6時間以内であること。

(ハ) 勤務と次の勤務との間に20時間以上の急速期間が確保されていること。

(3) 1勤務において、監視(又は継続的)労働の態様の警備業務に引き続き、断続的(又は監視)労働の態様の警備業務を行う場合については、次のいずれにも該当するものにつき許可するものとすること。

イ 監視労働の態様の業務については前記(1)のイ及びロの要件に、断続的労働の態様の業務については前記(2)のイの要件にそれぞれ該当するものであること。

口 1勤務の拘束時間は12時間以内であること。

ハ 勤務と次の勤務との間に10時間以上の休息期間が確保されていること。

二 なお、業務の必要上いわゆる隔日勤務の形態をとる場合については、前記イで準用する(2)のイの(ハ)並びに前記口及びハにかかわらず、次によることができるものであること。

(イ) 1勤務の拘束時間は24時間以内であり、夜間に継続4時間以上の睡眠時間が与えられること。

(ロ) 巡視の回数は、1勤務につき10回以下であり、かつ、巡視1回の所要時間は1時間以内であって、その合計は6時間以内であること。

(ハ) 勤務と次の勤務との間に20時間以上の休息期間が確保されていること。

(二) 監視労働に従事する時間は12時間以内であり、かつ、その2分の1と断続的労働の順次に従事する時間の合計は8時間以内であること。

(4) 共通事項

イ 1箇月に2日以上の休日が与えられること。このため休日の代替要員があらかじめ確保されていること。

なお、この休日は所要の休息期間に24時間を加算して得た継続した時間とすること。

口 原則として、一の作業場(警備員が警備業務を行う委託事業場をいう。以下同じ。)に常駐して勤務する形態であること。したがって、同一労働者が二以上の異なる作業場に勤務することを常態とする場合は許可しないこと。なお、「一の作業場に常駐して勤務する」と認められるためには、少なくとも1箇月程度の期間(警備契約期間がこれに満たないときは、その期間)継続して勤務することを要するものであること。

ハ 前記(2)及び(3)により夜間に睡眠時間を与える場合には、十分な睡眠が確保しうる設備及び必要な寝具が備え付けられていること。

3 許可申請手続き

(1) 監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書(労働基準法施行規則様式第14号)の「労働の態様」欄には、業務の内容のほか、次の事項について記載すること。

なお、作業場によってこれらの事項が異なる場合には、作業場ごとに記載すること。

また、一の作業場において、同一の警備業務について2以上の異なる勤務形態がある場合又は2以上の警備業務がある場合には、各態様ごとに記載すること。

イ 始業時刻及び終業時刻並びに1勤務における拘束時間数

- 巡視を行わせる場合には、1勤務における回数及び1回の所要時間数
- 休憩期間の時間数
- 1箇月における休日数
- 夜間に睡眠時間を与える場合には、継続した睡眠時間数

- (2) 許可申請に当たっては、次の事項を記載した書面及び図面を申請書に添付すること。
 - 作業場の名称及び所在地並びに作業場の事業の種類
 - 作業場の平面図及び周囲の状況を示す図面
 - 労働の態様の詳細を明らかにするため、1勤務における始業から終業までの各時刻に対応した勤務の内容及び同一労働者を2以上の異なる勤務形態に就かせる場合には一定期間における勤務割
　　なお、ハについては、作業場によってこれらの事項が異なる場合には作業場ごとに記載すること。
- (3) 前記(2)の添付書面は、許可申請書と同様に正副2部提出すること。